宗教法学会会則

制定　昭和 55 年 10 月 25 日
改正　平成 5 年 6 月 19 日（第 26 回総会）
改正　平成 8 年 11 月 16 日（第 33 回総会）
改正　平成 29 年 6 月 10 日（第 74 回総会）
改正　平成 30 年 11 月 17 日（第 77 回総会）
改正　令和 3 年 6 月 12 日（第 81 回総会）
改正　令和 8 年 11 月 14 日（第 92 回総会）

第 1 章　総則

第 1 条　本会は，宗教法学会（Association of the Religious Law：略称 ARL）と称する。

第 2 条　本会を，次の所在地に置く。新潟県上越市山屋敷町 1 番地　国立大学法人上越教育大学　小島伸之研究室

第 2 章　目的および事業

第 3 条　本会は，一切の政治的，宗教的立場を離れて宗教法に関する研究・討論を行ない，法学の進歩に寄与することを，目的とする。

第 4 条　本会は，前条の目的を達成するため，次の事業を行う。

(1)　普通会員による研究発表会の開催
(2)　機関誌および研究上の出版物の刊行
(3)　賛助会員のための研究会等の開催
(4)　その他理事会が適当と認めた事業

第 3 章　会員

第 5 条　本会は，次の会員をもって組織する。

(1)　普通会員　宗教法の研究者で，理事会の承認を得た者
(2)　賛助会員　本会の趣旨に賛同し，その事業を賛助する団体または個人で，理事会の承認を得た者

第 6 条　本会の発展に著しく寄与した者は，理事会の推薦にもとづき，総会の承認を得て，名誉会員にすることができる。

2　名誉会員は，普通会員と同等の権利を有するものとする。

第 7 条　普通会員および賛助会員は，理事会の定めるところにより，会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員はこの限りでない。

第 8 条　賛助会員は，理事会の定めるところにより，本会の機関誌の頒布を受け，また第 4 条第 3 号に規定する研究会その他の事業に参加することができる。

第 9 条　会員は次の事由により，その資格を失う。

(1)　本人が退会を届出たとき
(2)　会費の滞納により，理事会が退会を決定したとき
(3)　本会の名誉を傷つけ，その他会員たるに相応しくない行為をしたことにより，理事会が除名を決定したとき

第 4 章　機関

第 10 条　本会に普通会員による総会（通常総会，臨時総会）をおく。
2　総会は本会則所定の事項，その他理事長が付議する事項を審議する。
3　総会の決定は，出席会員の過半数の賛成による。ただし，本会則に別段の定めのある場合はこの限りでない。
第 11 条　本会に，次の役員をおく。
(1)　理事　若干名　内 1 名を理事長とする。
(2)　監事　若干名
2　理事および監事は，総会において選任する。
第 12 条　理事および監事の任期は，次のとおりとする。ただし重任を妨げない。
(1)　理事　3 年。ただし，専ら学会の開催を担当する理事について，理事会が異なる任期を定めることを妨げない。
(2)　監事　3 年
第 13 条　理事長は，理事会において互選する。
2　理事長は，理事のうちから常務理事若干名を指名する。
第 14 条　理事長は，本会を代表し，会務を統括する。
2　理事長に故障のある場合には，あらかじめ理事長の定めた常務理事が，その職務を代行する。
第 15 条　理事は，理事会を構成し，会務を執行する。
2　常務理事は，常務を執行し，会計に関して本会を代表する。
第 16 条　本会と利益相反する事項については，理事は理事会における議決権を有せず，また理事長は代表権をも有しない。
2　前項の事項については，監事の互選によって定められた者が代ってその権利を行使する。
第 17 条　監事は，会計および会務執行の状況を監査する。
第 18 条　理事長は，毎年 1 回通常総会を招集しなければならない。
2　理事長は，当該年度の予算，事業計画，および前年度の決算，事業報告を総会に提案，報告し，その承認を得なければならない。
第 19 条　理事長は，必要があると認めるときは，何時でも，臨時総会を招集することができる。
2　普通会員の 5 分の 1 以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは，理事長

は臨時総会を招集しなければならない。

第 5 章　会計

第 20 条　本会の経費は，会員の会費，寄付金，その他の収入をもってあてる。

第 21 条　本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章　会則の変更および解散

第 22 条　本会則の変更には，普通会員の 2 分の 1 以上が出席する総会において，出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 23 条　本会の解散には，理事会または 5 分の 1 以上の普通会員の提案にもとづき，普通会員の 2 分の 1 以上が出席する総会において，出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

第 24 条　本会が解散した場合の残余財産は，総会の決定にしたがい，第 3 条と同一の目的を有する研究機関に寄付するものとする。

附則

1　この会則は昭和 55 年 10 月 25 日から施行する。

2　本会の初会計年度は，本会則施行の日から昭和 56 年 4 月 30 日までとする。

3　この会則は，平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

4　この会則は，平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

5　この会則は，平成 29 年 11 月 11 日から施行する。

6　この会則は，平成 30 年 11 月 17 日から施行する。

7　この会則は，令和 3 年 6 月 12 日から施行する。

8　この会則は，令和 8 年 11 月 15 日から施行する。

注）第 7 条にいう普通会員の年会費は，平成 4 年（1992 年）11 月 27 日に開催された第 27 回理事会において，6,000 円（大学院生は 4,000 円）と定められた。